


所管部課	子育て支援部	子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する訓令について			区分	1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母以外の養育者が、児童扶養手当法施行令第4条第2項第3号に規定する寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときの添付書類を追加する。 ・8月から10月までの間に申請する者について、児童扶養手当証書の写しを添付書類から除外する。 ・その他、文言の整理。 <p>(2) 施行日 市長決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果 父母以外の養育者が申請を行う場合に、税法上、寡婦（夫）控除を受けている者と、婚姻によらないで母（父）となった者の扱いに差がなくなることで、所得の判定において対象となる範囲が広がる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議への報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。